

○内閣府令第十七号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十号及び第三項第二号、第十七条の二第一項、第一百八条の二第二項、第一百八条の三の五第一項、第一百八条の三の六並びに第一百四条の七並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項及び第三十五条第三項第一号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を

改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(一般原動機付自転車)の総排気量等の大きさ)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p> <p>(特定小型原動機付自転車の大きさ等)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号ロの内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。</p> <p>イ 長さ 百九十センチメートル</p> <p>ロ 幅 六十センチメートル</p> <p>二 車体の構造は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 原動機として、定格出力が〇・六〇キロワット以下の電動機を用いること。</p> <p>ロ 二十キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。</p> <p>ハ 構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。</p>	<p>(原動機付自転車)の総排気量等の大きさ)</p> <p>第一条の二 法第二条第一項第十号の内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。</p> <p>「条を加える。」</p>

ニ オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられていること。

ホ 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第六十六条の十七に規定する最高速度表示灯（第五条の六の二第一項において単に「最高速度表示灯」という。）が備えられていること。

（原動機を用いる軽車両）

第一条の二の三 「略」

（押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等）

第一条の八 法第二条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、三輪以上の特定小型原動機付自転車（法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）であること又は次に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

「一・二 略」

（信号の表示）

第三条の二 「略」

2 令第二条第四項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の二の二の標示を、当該信号機の信号に対面する歩行者、特定小型原動機付自転車及び自転車がその前方から見やすいように、信号機の灯器に接して設けて行うものとする。

（特例特定小型原動機付自転車の歩道通行）

第五条の六の二 法第十七条の二第一項第一号の内閣府令で定める

（原動機を用いる軽車両）

第一条の二の二 「同上」

（押して歩いている者を歩行者とする車両の大きさ等）

第一条の八 法第二条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる長さ及び幅を超えない四輪以上の自転車であることとする。

「一・二 同上」

（信号の表示）

第三条の二 「同上」

2 令第二条第四項の規定による公安委員会の表示は、別記様式第一の二の二の標示を、当該信号機の信号に対面する歩行者及び自転車がその前方から見やすいように、信号機の灯器に接して設けて行うものとする。

「条を加える。」

方法は、道路運送車両の保安基準第六十六条の十七第二項及び第三項の基準に適合する最高速度表示灯を点滅させることにより表示する方法とする。

2 法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める速度は、六キロメートル毎時とする。

3 法第十七条の二第一項第三号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 側車を付していないこと。
- 二 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
- 三 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

(反射器材)

第九条の四 法第六十三条の九第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方百メートルの距離から道路運送車両の保安基準第三十二条第二項の基準に適合する前照灯（第九条の十七において「前照灯」という。）で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

二 「略」

第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付（第六号に定める免許証及び旅券については、提示）しなければならぬ。

(反射器材)

第九条の四 「同上」

- 一 自転車に備え付けられた場合において、夜間、後方百メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第三十二条第一項の基準に適合する前照灯（第九条の十七において「前照灯」という。）で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

二 「同上」

第十八条 「同上」

「一〇五 略」

六 令第三十四条の四第二項の規定に該当する者 同項に規定する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証、日本語による当該運転免許証の翻訳文（当該運転免許証を発給した外国等の行政庁等、本邦の域外にある国（当該運転免許証を発給した国に限る。）の領事機関又は令第三十九条の五第一項第二号若しくは第三号に掲げる者が作成したものであつて、当該免許で運転することができる自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。））以下「自動車等」という。）の種類、当該免許又は当該運転免許証の有効期限及び当該免許の条件を明らかにしたものに限り、及び令第三十四条の四第二項に規定する事実を証するに足る旅券その他の書類

七 「略」

2 免許申請者が特定失効者又は法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）で、次の各号に掲げる検査、講習又は教育を受けたものであるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

「一〇四 略」

五 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。） 第三十八条第十八項に規定する高齢者講習
終了証明書

「六・七 略」

「一〇五 同上」

六 令第三十四条の四第二項の規定に該当する者 同項に規定する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証、日本語による当該運転免許証の翻訳文（当該運転免許証を発給した外国等の行政庁等、本邦の域外にある国（当該運転免許証を発給した国に限る。）の領事機関又は令第三十九条の五第一項第二号若しくは第三号に掲げる者が作成したものであつて、当該免許で運転することができる自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の種類、当該免許又は当該運転免許証の有効期限及び当該免許の条件を明らかにしたものに限り、及び令第三十四条の四第二項に規定する事実を証するに足る旅券その他の書類

七 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

五 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。） 第三十八条第十七項に規定する高齢者講習
終了証明書

「六・七 同上」

第十八条の二 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十八項に規定する証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

「略」	「略」
-----	-----

2 「略」

（申請により付与又は変更する免許の条件等）

第十八条の六 法第九十一条の二第一項の内閣府令で定める条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を次の各号のいずれかに該当するものに限定する条件とする。

- 一 次のイ及びロに掲げる装置（AT機構がとられている自動車以外の自動車にあつては、イに掲げる装置）の性能に関し、先進安全技術の性能認定実施要領（平成三十年国土交通省告示第五百四十四号。以下この号において「実施要領」という。）第三条の認定が行われた普通自動車

「イ・ロ 略」

二 「略」

2 「略」

（免許証の更新の申請等）

第二十九条 「1」3 略」

4 更新申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、

第十八条の二 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八条第十七項に規定する証明書（当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。）を添付しなければならない。

「同上」	「同上」
------	------

2 「同上」

（申請により付与又は変更する免許の条件等）

第十八条の六 「同上」

- 一 次のイ及びロに掲げる装置（オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられている自動車以外の自動車にあつては、イに掲げる装置）の性能に関し、先進安全技術の性能認定実施要領（平成三十年国土交通省告示第五百四十四号。以下この号において「実施要領」という。）第三条の認定が行われた普通自動車

「イ・ロ 同上」

二 「同上」

2 「同上」

（免許証の更新の申請等）

第二十九条 「1」3 同上」

4 「同上」

ころにより行うものとする。

「一〇三 略」

〔2〇5 略〕

6 法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習（第十八項において「原付講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

一 一般原動機付自転車（原付自転車）の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等について行うこと。

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、一般原動機付自転車（原付自転車）、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

三 一般原動機付自転車（原付自転車）の運転に関する実技訓練を含むものであること。

四 「略」

〔7・8 略〕

9 法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習（第十七項において「指定自動車教習所職員講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

「一〇三 略」

〔10〇14 略〕

15 法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（以下「特定小型原動機付自転車（原付自転車）運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

一 運転者としての資質の向上に関すること、特定小型原動機付

ころにより行うものとする。

「一〇三 同上」

〔2〇5 同上〕

6 法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習（第十七項において「原付講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

一 原動機付自転車（原付自転車）の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等について行うこと。

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、原動機付自転車（原付自転車）、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

三 原動機付自転車（原付自転車）の運転に関する実技訓練を含むものであること。

四 「同上」

〔7・8 同上〕

9 法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習（第十六項において「指定自動車教習所職員講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

「一〇三 同上」

〔10〇14 同上〕

〔項を加える。〕

自転車の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の特定小型原動機付自転車の運転について必要な知識について行うこと。

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

三 特定小型原動機付自転車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。

四 講習時間は、三時間とすること。

16 法第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

〔一〇四 略〕

17 〔略〕

18 〔略〕

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令の方法）

第三十八条の四の四 〔1〕法第百八条の三の五第一項の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

2 法第百八条の三の五第二項の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の四の命令書を交付して行うものとする。

（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等についての報告事項）

第三十八条の四の五 法第百八条の三の六の内閣府令で定める事項

15 法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

〔一〇四 同上〕

16 〔同上〕

17 〔同上〕

（自転車運転者講習の受講命令の方法）

第三十八条の四の四 「項を加える。」

〔1〕 法第百八条の三の五の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

（自転車運転者講習の受講命令等についての報告事項）

第三十八条の四の五 「同上」

は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
<p>法第百八条の三の五第一項又は第二項の規定による命令をしたとき。</p> <p>特定小型原動機付自転車危険行為（法第百八条の三の五第一項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為をいう。以下この表において同じ。）</p> <p>又は自転車危険行為（同条第二項に規定する自転車危険行為をいう。以下この表において同じ。）をしたとき。</p>	<p>一 特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二 特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為の種別</p> <p>三 特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為をした地の都道府県名及び特定小型原動機付自転車危険行為又は自転車危険行為をした年月日</p>
<p>特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習を受けたとき。</p>	<p>一 特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生</p>

報告する場合	事項
<p>法第百八条の三の五の規定による命令をしたとき。</p> <p>危険行為（法第百八条の三の五に規定する危険行為をいう。以下この表において同じ。）をしたとき。</p>	<p>一 危険行為をした者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p> <p>二 危険行為の種別</p> <p>三 危険行為をした地の都道府県名及び危険行為をした年月日</p>
<p>自転車運転者講習を受けたとき。</p>	<p>一 自転車運転者講習を受けた者の本籍又は国籍等、住所、氏名、生年月日及び性別</p>

年月日及び性別
 一 特定小型原動機付自転車
 運転者講習又は自転車運転者講習を受けた年月日

(原動機を用いる軽車両の型式認定)

第三十九条の二の二 「略」

2 前項の認定は、原動機を用いる軽車両が第一条の二の三に定めるものに該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 「略」

別記様式第一の二 (第三条の二関係)

1 歩行者(交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。)及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下この様式及び別記様式第一の二において同じ。)(交差点において斜めに道路を横断するものを除く。)に対して表示する標示



2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者、遠隔操作型小型車、特例特定小型原動機付自転車(法第十七条の二第一項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。別記様式第一の二において同じ。)及び普通自転車(法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二において同じ。)に対して表示する標示



3 車両又は特定の車両に対して表示する標示



- 備考 1 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
 2 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
 3 緑線及び文字の色彩は青色、緑及び地の色彩は白色とする。
 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 5 緑及び緑線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

自転車運転者講習を受けた年月日

(原動機を用いる軽車両の型式認定)

第三十九条の二の二 「同上」

2 前項の認定は、原動機を用いる軽車両が第一条の二の二に定めるものに該当するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 「同上」

別記様式第一の二 (第三条の二関係)

1 歩行者(交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。)及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。以下この様式及び別記様式第一の二において同じ。)(交差点において斜めに道路を横断するものを除く。)に対して表示する標示



2 交差点において斜めに道路を横断する歩行者、遠隔操作型小型車及び普通自転車(法第六十三条の三に規定する普通自転車をいう。別記様式第一の二において同じ。)に対して表示する標示



3 車両又は特定の車両に対して表示する標示



- 備考 1 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
 2 車両又は特定の車両に対して表示する標示の文字は、図示の例により、車両又は特定の車両を表示するものとする。
 3 緑線及び文字の色彩は青色、緑及び地の色彩は白色とする。
 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 5 緑及び緑線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

別記様式第一の二の二（第三条の二関係）



- 備考 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）、遠隔操作型小型車（交差点において斜めに道路を横断するものを除く。）、特定小型原動機付自転車（交差点において斜めに道路を横断する特例特定小型原動機付自転車を除く。）及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。
- 2 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
- 3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 5 縁及び縁線の太さは、おおむね 1.5 センチメートルとする。

別記様式第一の二の二（第三条の二関係）



- 備考 1 歩行者（交差点において斜めに道路を横断する歩行者を除く。）、遠隔操作型小型車（交差点において斜めに道路を横断するものを除く。）、及び自転車（交差点において斜めに道路を横断する普通自転車を除く。）に対して表示するものとする。
- 2 縦の長さが横の長さより長い標示の文字は縦書、横の長さが縦の長さより長い標示の文字は横書とする。
- 3 縁線及び文字の色彩は青色、縁及び地の色彩は白色とする。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 5 縁及び縁線の太さは、おおむね 1.5 センチメートルとする。

別記様式第二十二の十一之三（第三十八条の四の四関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書
年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の3の5第1項の規定により、下記の期間内に特定小型原動機付自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。

命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	年 月 日 生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 令 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第二十二の十一の四 (第三十八条の四の四関係)

自転車運転者講習受講命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の3の5第2項の規定により、下記の期間内に自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。

命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	年 月 日 生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 令 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十一の三 (第三十八条の四の四関係)

自転車運転者講習受講命令書

年 月 日

殿



公安委員会 印

道路交通法第108条の3の5の規定により、下記の期間内に自転車運転者講習を受けるべきことを命令する。



命 令 を 受 け る 者	住 所	
	氏 名	年 月 日 生
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 令 の 理 由		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別表第一の二（第四条関係）

灯火の矢印の種類	灯火の矢印の形状
<p>車両等が直進（令第二条第一項の多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車又は軽車両が右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。）をすることができることとなるもの</p>	
<p>車両等（令第二条第一項の多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く。）が右折し、又は転回することができることとなるもの</p>	
備考 「略」	
別表第二（第十九条関係）	
略語	意味
原付車	一般原動機付自転車
〔略〕	〔略〕

別表第一の二（第四条関係）

灯火の矢印の種類	灯火の矢印の形状
<p>車両等が直進（令第二条第一項の多通行帯道路等通行原動機付自転車又は軽車両が右折しようとして右折する地点まで直進し、その地点において右折することを含む。）をすることができることとなるもの</p>	
<p>車両等（令第二条第一項の多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両を除く。）が右折し、又は転回することができることとなるもの</p>	
備考 「同上」	
別表第二（第十九条関係）	
略語	意味
原付車	原動機付自転車
〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令の施行の日前に製作された道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車に対するこの府令による改正後の道路交通法施行規則第一条の二の二の規定の適用については、令和六年十二月二十三日までの間、同条第二号ホ中「こと」とあるのは、「こと又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の認定を受けた者が同条第五項の規定により道路運送車両の保安基準第三章第二節（第六十六条の十七を除く。）の基準に適合するものとして特定小型原動機付自転車に表示しなければならないこととされている型式認定番号標（これに準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを含む。）若しくは市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより特定小型原動機付自転車に取り付けることとされて

いる標識（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六十三条の十八第三項（同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する標識をいう。）を見やすいように表示していること」とする。

（国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の廃止）

3 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）は、廃止する。

（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

4 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和四年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三号中「新府令第三十八条第十七項」を「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和五年内閣府令第十七号。附則第七条において「令和五年改政府令」という。）による改正後の道路交通法施行規則第三十八条第十八項」に改める。

附則第七条中「新府令」を「令和五年改正府令による改正後の道路交通法施行規則」に、「第十七項」を「第十八項」に改める。